

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第26号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料の額は、別表第1から別表第3までに定める額とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料の額は、別表第1から別表第4までに定める額とする。<u>ただし、設備器具及び備付物品については、種類又は品目ごとに10,880円以内の範囲内で別に規則で定める額とする。</u></p>

改正後						
別表第1 (第7条関係)						
専用使用料						
名称	使用区分	時間区分				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)	
(略)						
多目的室	(略)					
トレーニングルーム	スポ	入場料	<u>5, 3</u>	<u>8, 0</u>	<u>10, 7</u>	<u>24, 0</u>

	ーツ	金の類	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
トレーニングルーム (フリーウエイトエリア)		を徴しない場合	<u>2,100円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,300円</u>	<u>9,600円</u>
大会議室	全区画		<u>4,180円</u>	<u>5,830円</u>	<u>7,700円</u>	<u>17,710円</u>
	区画A		<u>2,860円</u>	<u>3,960円</u>	<u>5,280円</u>	<u>12,100円</u>
	区画B		<u>1,320円</u>	<u>1,870円</u>	<u>2,420円</u>	<u>5,610円</u>
小会議室			<u>2,200円</u>	<u>3,080円</u>	<u>4,070円</u>	<u>9,350円</u>
設備器具及び備付物品			種類又は品目ごとに <u>10,880円</u> の範囲内で別に規則で定める額			

備考

- 1 使用許可時間以外の超過時間は、1時間単位とする。この場合における使用料は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その使用料は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 3 (略)
- 4 アリーナを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の使用料は、規定料金の100分の120の額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 第1項、第3項、第5項及び第6項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第1（第7条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
(略)						
多目的室	(略)					
トレーニングルーム	スポーツ	入場料金の類を徴しない場合				<u>24,000円</u>

備考

- 1 使用許可時間以外の超過時間は、1時間単位とする。この場合における使用料は、当該使用許可時間帯の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 (略)
- 3 アリーナを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の使用料は、規定料金の2割増とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 第1項、第2項、第4項及び第5項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後
別表第 3 (第 7 条関係) (略)

改正前					
別表第 3 (第 7 条関係) (略)					
別表第 4 (第 7 条関係)					
名称		時間区分			
		午前 (午前 9 時から正 午まで)	午後 (午後 1 時から午 後 4 時 3 0 分まで)	夜間 (午後 5 時 3 0 分 から午後 9 時まで)	全日 (午前 9 時から午 後 9 時ま で)
大会議室	全区画	4, 1 8 0 円	5, 8 3 0 円	7, 7 0 0 円	1 7, 7 1 0 円
	区画 A	2, 8 6 0 円	3, 9 6 0 円	5, 2 8 0 円	1 2, 1 0 0 円
	区画 B	1, 3 2 0 円	1, 8 7 0 円	2, 4 2 0 円	5, 6 1 0 円
小会議室		2, 2 0 0 円	3, 0 8 0 円	4, 0 7 0 円	9, 3 5 0 円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市総合体育館の使用許可に係る使用料から適用

し、同日前に行う四日市市総合体育館の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)